



第24回

### 1. 2種類の確認表を作成

国税庁が作成した確認表は2種類。うち「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」については解説も併せて公表されています。

- 【特定資産の買換特例】が4項目程度
- 【目程度】
- 【寄附金・交際費】が3項目程度
- 【その他】が16項目程度

### (2) 大規模法人における税務上の要注意項目確認表

提出直前の申告書に誤りがないか自主点検をする際に活用する事項についてチェックします。申告書を作成する前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れの自主監査に活用するものであります。

- 【申告書を作成する前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れの自主監査に活用するものであります。

国税当局は、企業の社会的責任への対応等からコンプライアンスに対する意識が高い法人の自主性を後押しし、効率的に税務コンプライアンスの維持向上を図っていくことが、納税者における税務上のリスクの軽減のほか、国税当局にとっても事務の効率化に繋がるものと期待して、今般、確認表を作成し、その活用を促すこととしたものです。

中小企業でも、この確認表を利用することで、申告することにより税務の信頼性が増し、適正な申告が図れるのではないかと思います。また、確認することにより、税務調査対象からもはずれることがあります。是非ご活用ください。

### ※確認表の掲載場所

平成27年3月に国税庁は、国税調査課所管法人の皆様が申告書を提出される前に、申告書の自主点検や税務上の観点からの活用にご活用いただくための確認表を作成して、発表しました。

この確認表は、国税当局における申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいとされる事項が表形式でまとめられており、納税者が各事項を確認しながら適否をチェックします。

- 【国際関係（外税控除、外国子会社配当益金不算入、外国子会社合算税制】が20項目程度
- 【受取配当益金不算入関係】が10項目程度
- 【特別控除・圧縮記帳関係】が15項目程度
- 【役員賞与・同族判定関係】が10項目程度
- 【消費税関係】が10項目程度

確認表については、皆様の適正申告の一助となればとの趣旨で提供するものですので、申告書に添付していく必要はありません。

申告書の自主点検と税務上の自主監査のおすすめ

- 【試験研究費に係る法人税額の「消費税関係」が10項目程度

- 【試験研究費に係る法人税額の「消費税関係」が10項目程度

皆様へ）  
(税理士 光廣 昌史)

## 2015年 第5回 実務講座 経営編 『事業計画の作成法』

中小企業を取り巻く環境は依然厳しく、不安に思う方も多いいらっしゃるのではないか。しかし、このような時だからこそ、改めて事業をどのような方向に進めるべきなどを見直すタイミングでもあります。事業計画は、事業に指針を定め、それに対して計画・実施・検証・改善を行い、次の指針へと進めることが出来る、いわば企業経営における羅針盤の役割を果たすものとも言えます。経営は自身の思い一つで大きく変わります。自社の経営体質の強化化を見据えるためにも、この機会に事業計画を作成されてはいかがでしょうか?当講座は、経営に携わる方はもちろん、どなた様でもご参加いただけます。心よりご参加をお待ちしています。

◆日 時 2015年11月11日(水) 13:30~16:30 ◆参 加 費 1,000円(税込)

◆講 師 取締役・CFP 中野一弘 ◆定 員 18名

◆会 場 てらまちピュア空港(12階) ◆お問合せ 株式会社オフィスマツヒロ

広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドB.L.D

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiko**

株式会社オフィスマツヒロ  
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007  
お申込みはHPから  
URL /http://www.office-m.co.jp/